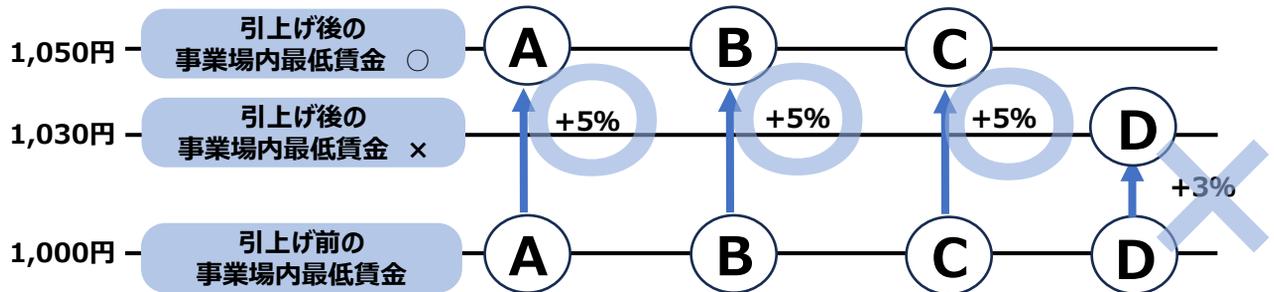


事業場内最低賃金の引上げ対象者の考え方

同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合

・同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数いる場合には、その全ての労働者について、賃金を5%以上引き上げる必要があります。

・下記のケースでは、①②③の3名については5%以上引き上げていますが、④については5%未満の引き上げのため、要件を満たしません。



事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がある場合

・事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がある場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げる必要があります。

・下記のケースでは、引上げ前の事業場内最低賃金額である①の賃金額（1,000円）を6%引き上げた結果、②③④が賃金額を追い越される者となります。

・この場合、②は引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を5%引き上げた賃金額（1,050円）以上の水準まで引き上げているため要件を満たします。

・一方で、③は引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を5%引き上げた賃金額（1,050円）未満の水準までの引き上げに留まっているため、要件を満たしません。

・なお、④は当初より、引上げ前の事業場内最低賃金額（1,000円）を5%引き上げた賃金額（1,050円）であるため、要件確認の対象とはなりません。

